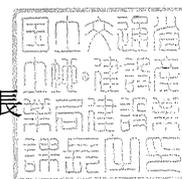


国土建第252号

平成24年2月10日

(社)全国建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定に基づき
国土交通大臣が指定する公共工事の特例について

標記につきまして、別添のとおり各保証事業会社あてに通知いたしましたので、お知らせいたします。貴職におかれましては、会員企業に対しても、周知方お願いいたします。

北海道建設業信用保証株式会社

東日本建設業保証株式会社

西日本建設業保証株式会社

代表取締役 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

東日本大震災に伴う公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条第1項の規定に基づき
国土交通大臣が指定する公共工事の特例について

このたび、平成24年2月10日付けで平成24年国土交通省告示第158号が公布・施行され、
標記の特例が定められましたのでお知らせいたします。特例の趣旨及び内容は別紙のとおりで
すので、貴職におかれましては、特例に係る事務取扱いに遺漏のないよう業務体制を整備される
ようお願いいたします。

前払金保証事業の対象となる公共工事に関し 東日本大震災に伴う特例を定める告示について（概要）

1. 趣旨

国又は地方公共団体から補助金又はこれに類するものの交付を受けている法人の発注する工事及び測量については、保証事業会社の前払金保証事業の対象となる公共工事とされているが、営利法人が発注するものについては、この対象から除外されている。

一方、東日本大震災からの復旧又は復興に係る補助金等の交付を受けて工事及び測量を実施する主体の中には、営利法人が含まれる場合等も想定されるが、着工資金の確保に資する前金払の円滑な実施により、適正かつ迅速な施工を確保するため、このような場合についても、前払金保証事業の対象とすることとする。

（参考）

- ・公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条
- ・昭和39年建設省告示第1333号（公共工事の前払金保証事業に関する法律第2条の規定に基づき国土交通大臣の指定する公共工事）第6号

2. 特例の内容

法人その他の団体又は個人が東日本大震災からの復旧又は復興に係る施設等の整備に関する補助金等を受けて実施する工事及び測量のうち、2以上の主体が計画的に実施するものなど公益性が高いものとして国土交通大臣が認めるものについては、これを法第2条第1項の公共工事として取り扱い、前払金保証事業の対象とする。

3. 施行日

告示は、公布の日（平成24年2月10日）から施行する。